

猫のご購入にあたっての 販売時説明書



販売店

名古屋市



購入される猫について

1 品 種							
2 性 別	オス ・ メス						
3 生年月日	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (生年月日が不明の場合 推定生年月日 年 月 日 輸入年月日 年 月 日) </td> </tr> </table>	年	月	日	(生年月日が不明の場合 推定生年月日 年 月 日 輸入年月日 年 月 日)		
年	月	日					
(生年月日が不明の場合 推定生年月日 年 月 日 輸入年月日 年 月 日)							
4 マイクロチップの識別番号							
5 繁殖者氏名等 <small><不明な場合> 輸入者・譲渡者</small>	氏名(名称) : 登録番号 : (又は所在地)						
6 不妊去勢措置	実施済み ・ 未実施						
7 ワクチン接種	接種済み ・ 未接種 (接種済みの場合)						
	ワクチン・薬等の接種年月日及び種類						
	① 年 月 日()						
	② 年 月 日()						
	③ 年 月 日()						
④ 年 月 日()							
8 病 歴	なし あり (病名:)						
9 親や同腹子における 遺伝性疾患の発生状況	なし あり 不明 (病名:)						
10 動物の所有者	当該店舗の自己所有 その他 (その他の場合 所有者氏名)						
11 この品種に 関する情報	平均寿命 年 標準体重 kg 標準体長 cm						
12 備 考							

この冊子は、動物の愛護及び管理に関する法律第21条の4の規定により、販売業者が、動物の特性・状態・適正な飼養方法などの情報を顧客に提供するためのものです。犬の飼い方、しつけ方などの解説書ではありませんので、詳しくは専門書をご参照ください。

参考資料：環境省 ペット動物販売業者用説明マニュアル（哺乳類） 編 集 ：名古屋市健康福祉局 動物愛護センター
--



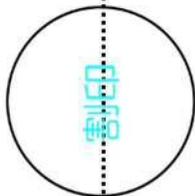
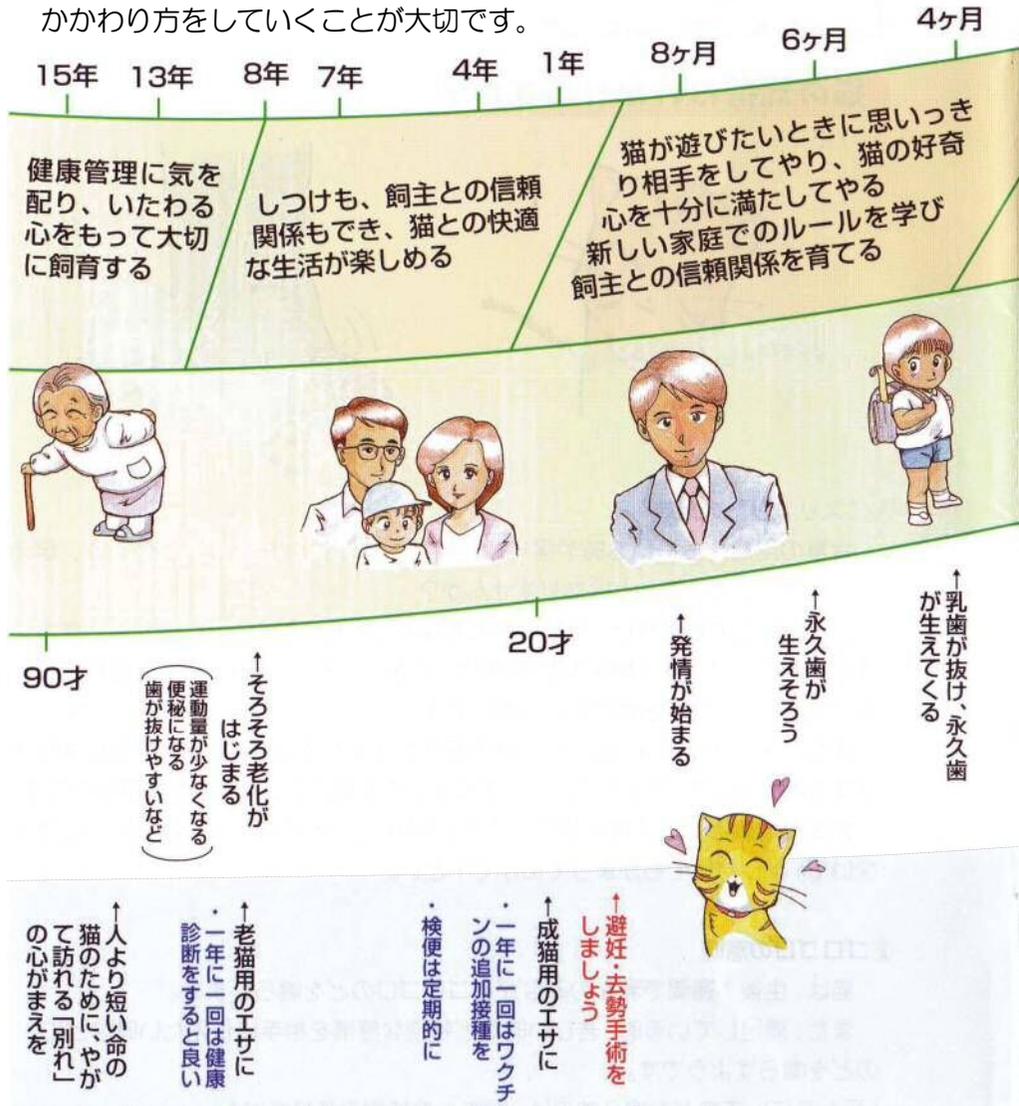
	ページ
I 猫の飼い方	
1 猫の一生	1
2 必要な設備と環境	3
3 食事と水	5
4 運動と休養	7
5 しつけ	//
6 手入れ	10
7 病気	11
8 不妊・去勢措置等	14
9 マイクロチップの登録	15
10 その他	//
II 猫を飼ううえで知っておきたい法律・手続き等	
1 動物の愛護及び管理に関する法律	16
2 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例	//
3 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例	17
4 猫の輸出入検疫規制	//
5 飼猫が行方不明になったら	//
6 万が一、飼猫が飼えなくなったら	//



I 猫の飼い方

1 猫の一生

猫の平均寿命は、医療の充実や大切に飼う飼主の方々の増加にともない伸びています。最近では 13~15 歳まで生きる猫が多くなりました。なかには、20 年以上も生きる猫がいます。猫と仲良く暮らすには、かわいい子猫時代、安定した成猫時代、何かと衰えがめだつ老猫時代と各時代にに応じた、かかわり方をしていくことが大切です。



シシシ

シシシ

日
月
年

確 認 書

私は、貴店からの動物（種類： 数： ）購入契約にあたり、あらかじめ購入する動物の特性及び状態等に関する情報提供を受けたことを確認します。

住 所

(電話)

氏 名

(自書又は押印)

店名

説明者

(この確認書の受領は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第6号の規定により、動物の販売業者に義務付けられているものです。)

- 適正な飼養施設を設け、その構造・規模に応じた種類・数の動物を飼養すること。
- 汚物・汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を清潔に保つこと。
- 公共の場所・他人の土地や物件を不潔にし、又は破損させないこと。
- 異常な鳴き声・臭気、飛散する毛や羽毛、発生する多数のねずみやはえなどの害虫により人に迷惑をかけないこと。
- 動物が逃走した場合は、自ら搜索し、収容すること。
- 飼主は、可能な限り終生にわたり飼養するよう努めること。

(2)犬猫合わせて10頭以上飼養する場合には保健センターに届出が必要です。

3 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例<問合せ先：保健センター>

名古屋市では、動物の飼主の責務等として次のことが定められています。

- 何人も、犬、ねこその他の動物による危害及び迷惑の発生の防止に努めること。

4 猫の輸出入検疫規則

<問合せ先：農林水産省動物検疫所（中部空港支所）Tel.0569-38-8577>

海外旅行などで猫を海外へ連れ出したり、連れ帰るときは、狂犬病についての検疫のため、一定期間の係留検査を受けなければなりません。

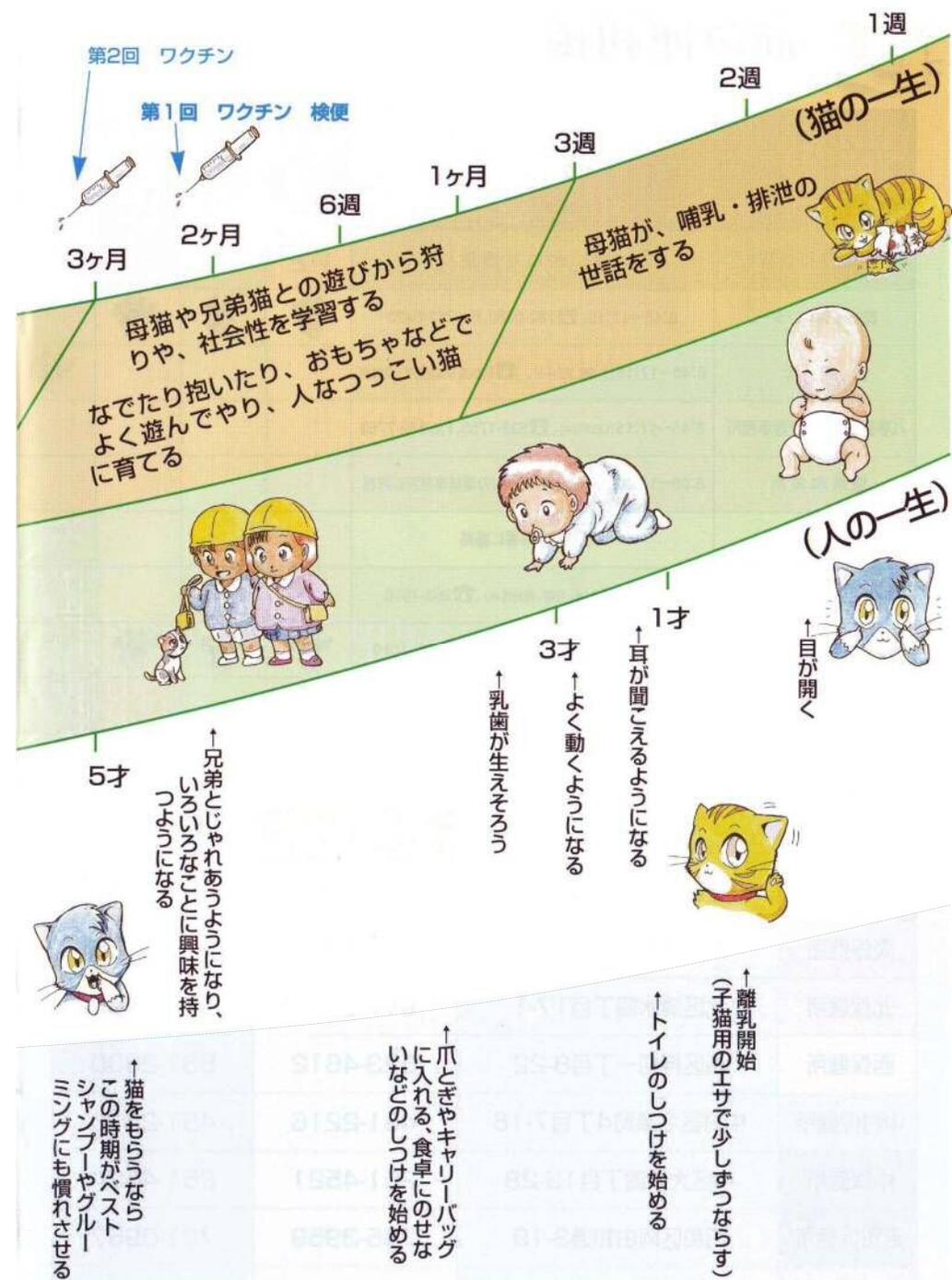
5 飼猫が行方不明になったら（市内在住の方）

動物愛護センター（Tel.762-0380）又は近くの保健センター・警察署に、保護されていないかを問い合わせてください。

6 万が一、飼猫が飼えなくなったら（市内在住の方）

どうしても飼主が見つからないときは、動物愛護センターで引き取ります。

〔 動物愛護センター 月～土 午前8時45分～午後4時 〕

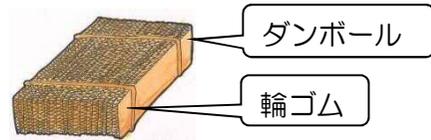


2 必要な設備と環境

(1) 飼養施設、用具（準備するもの）

- ア トイレ、トイレ砂
- イ 食器類（えさ・水入れ）
- ウ 爪とぎ器

- ・市販のもの
猫が好む素材（ダンボール、カーペット、木、縄等）でつくられ便利です。いくつか使ってみて猫が一番気に入ったものを与えてください
- ・手作りのもの
いろいろ工夫してみてください



エ ケージ、猫用ベッド（寝床）

オ キャリーケース

猫と一緒に出かけたいときや、動物病院に連れて行くときなどのために、キャリーケースを用意しましょう。突然入れようとしても嫌がって入りません。部屋の隅にキャリーケースを置き、普段から自由にその中に入れるように慣らしておくとう便利です

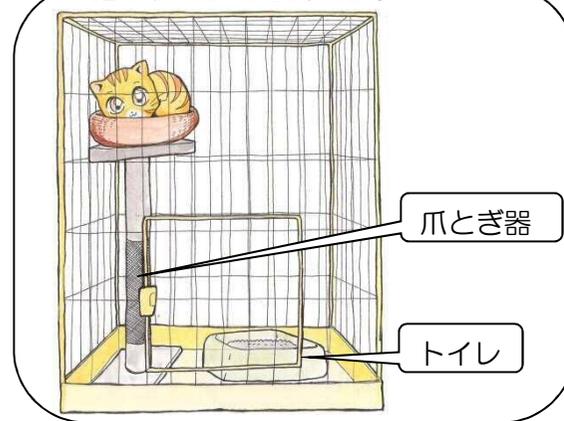


カ ブラシ・クシ

キ 猫用爪切り

ク おもちゃ

猫はケージでも飼えます



(2) 清掃等

定期的に清掃や消毒を行いましょう。

(トイレの掃除は一日1回以上行いましょう。)



Ⅱ 猫を飼ううえで知っておきたい法律・手続き等

〔主に名古屋市内在住の場合の規制・問合せ先を掲載しています。名古屋市外の方は
在住自治体での規制・問合せ先を確認してください。〕

1 動物の愛護及び管理に関する法律 <問合せ先：動物愛護センター・保健センター>

(1) 次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ・愛護動物のみだりな殺傷、虐待、遺棄の禁止。
- ・第一種動物取扱業（販売・貸出・保管・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養）を行う場合は、動物愛護センターで登録をすること。

(2) 飼主の責務等として次のことを守るように努めることとされています。

- ・動物を命あるものと認識し、みだりに殺し、傷つけ、苦しめないこと。
- ・動物の種類・習性等に依りて適正に飼養保管し、動物の健康及び安全を確保すること。
- ・動物が人の生命・身体・財産に害を加え、人に迷惑をかけないようにすること。
- ・動物に起因する感染症についての正しい知識を持ち、予防に必要な注意を払うこと。
- ・動物の所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による個体識別措置をすること。
- ・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を遵守すること。
- ・みだりな繁殖により、適正飼養が困難にならないように、必要に応じて、不妊去勢手術を実施すること。

2 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例 <問合せ先：保健センター>

(1) 名古屋市では、飼主の遵守事項として次のことが定められています。

- ・適正にえさ及び水を与えること。
- ・寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病・負傷した場合は適切な措置を講ずること。

9 マイクロチップの登録

令和4年6月1日からマイクロチップ登録制度が開始され、ペットショップ等で購入した猫にはマイクロチップが装着されており、飼主になる際には、ご自身の飼主の情報に変更する手続きが必要です。マイクロチップ情報の飼主変更手続きは、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトから行えます。



「犬と猫のマイクロチップ
情報登録」サイト

10 その他

(1) 猫にも猫特有の社会があり、そのルールを学ぶ社会化期があることが知られています。社会化期に人や他の動物などに馴れさせておくことで落ち着きのある、飼いやすい猫になります。子猫同士が、お互いを認識してじゃれて遊び始めるのは3週齢頃からです。相手の顔や体に手を出したり、咬みついたりする動作から始まり、運動機能の発達に伴って、追い回したり、忍び寄って跳びかかったり、取っ組み合いを始めるようになります。

社会化期

社会化というのは、相手を社会的存在として受け入れて、付き合っていけるような正常な行動がとれることをいいます。

「社会化」が育まれるのが生後3週齢～9週齢頃といわれており、この頃に母猫や生まれた兄弟姉妹たちと過ごした経験は、子猫の社会化のために大切なことです。

(2) 飼っている動物の所有の明示は、飼主の義務です。猫には、名札、マイクロチップなどを装着してください。



(3) 家族の一員として大切に、終生責任を持って飼ってください。

(3) 環境

ア 都会で、人と猫が良い関係で暮らすには、周囲に迷惑をかけない心遣いが一番大切です。しかし、どんなにしつけや注意をしても、一度猫を家の外に出して放し飼いをすると、どこかでいたずらをしているかもしれません。そのため都会の猫には室内飼育をおすすめします。

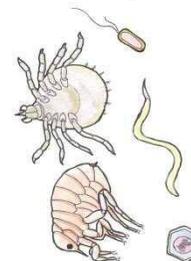
子猫のころから、屋外に出さないようにすれば、猫は屋外に出たがりません。

猫が屋外に出かけてしまうと・・・

●交通事故にあう



●病気にかかる



●子猫が生まれてしまう

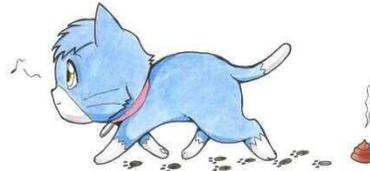


●迷子になる ●帰らなくなる



●他人に迷惑をかける

公園・道路・よその庭でふんをする

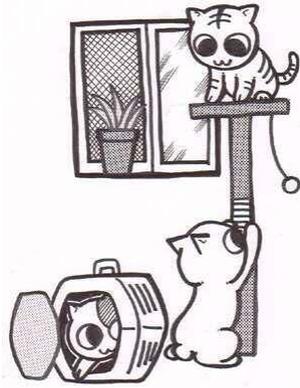


よその家で物を壊したり、車に足跡をつける



イ 室内飼育をするにあたっては、次のことに注意しましょう。

- 上下運動が出来る工夫をしてください。
- トイレやベッドは静かで落ちつける場所においてください。
- 窓から外の風景を眺めることができるとストレス解消に役立ちます。
- ケージやキャリーケースに慣れさせると、動物病院に連れて行くとき、猫が苦手な来客があるとき、大掃除のときなどに便利です。
- おもちゃなどで遊んであげると、ストレス解消に役立ちます。
- 猫草があると屋外と同じように草を食べることができます。
- 室内の危険なもの（観葉植物、コードなど）に注意してください。



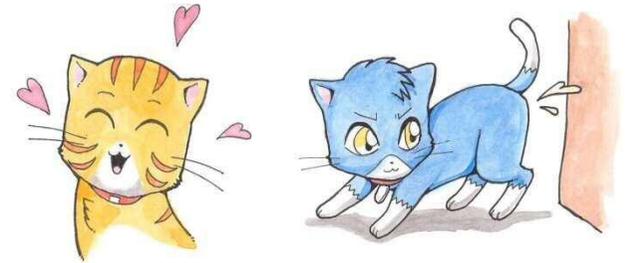
3 食事と水

- 猫は肉食獣であるため、良質の蛋白質と動物性脂肪をしっかりと与えることが大切です。雑食動物である犬や人の食事では不十分です。
- キャットフードを利用すれば、猫の栄養に関する知識がなくても、簡単にバランスのとれた食事を与えることができます。
- 本来、猫は自分で食べる量を決める動物です。常時、餌を置いておけば、少量ずつ常時食べています。肥満や餌の管理が心配なら、時間と量（子猫には1日3回～5回程度、成猫には1日2回程度規則正しく適量）を与えます。
- 人の食べているものを与えないようにしましょう。猫と人とは、体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の原因になることがあります。
- 新鮮な水がいつでも飲めるようにしておきましょう。

8 不妊・去勢措置等

法に基づいて定められた「家庭動物等の飼養又は保管に関する基準」では、自らの責任において終生飼養又は確実に譲渡が可能である場合を除いて、原則として不妊去勢等の繁殖制限措置をとるよう努めるべきとしています。

繁殖制限の措置には、不妊手術（数万円）又は去勢手術（数千円～数万円）をお奨めします。性成熟したオスは外出したがり、外出させないでいると家中に尿をかけてまわったり、メスは発情を繰り返す独特な鳴き声や行動をします。不妊去勢手術を行うとこれらの習性を軽減できる可能性があります。



	メス	オス
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●望まない妊娠が避けられる。 ●生理や発情時のわずらわしさとともに、発情のストレスもなくなる。 ●子宮の病気や乳がんの予防に効果がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●発情期に異様な声で夜通し鳴くことがなくなる。 ●長生きする確率が高くなる。 ●雌雄一緒の飼養が可能になる。 ●性的欲求に対するストレスから解放される。 ●攻撃性が抑えられ、温和になる。 ●前立腺の病気や、精巣や肛門周囲の腫瘍などの予防になる。 ●無駄吠えやマーキングが減り、落ち着く
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●繁殖させたくなくても不可能。 ●栄養管理等によっては肥満になりがち。 ●ホルモン欠乏症による皮膚病がおこる場合がある。 	

※ 名古屋市では、不妊又は去勢手術費用の一部を補助しています（名古屋市在住の方に限ります）。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

●猫から病気をもらわないために・・・

日常の注意

- ・猫のトイレ掃除など猫の世話をした後は手洗いをしっかりしましょう！
- ・エサの口移しやいっしょに寝るなど過度な接触はやめましょう！
- ・猫にかまれたり、ひっかかれたりした場合は、速やかに傷口を流水・石鹸で洗った後消毒をしてください。必要に応じて、医療機関を受診してください。
- ・体調が悪いときは、猫の世話をしないようにしましょう！

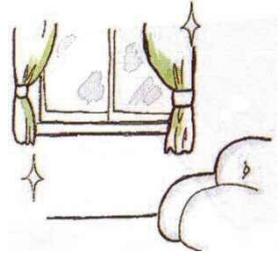
*猫から人に移る感染症
猫ひっかき病、トキソプラズマ症、皮膚糸状菌症、疥癬症、Q熱

安全な生活のポイント

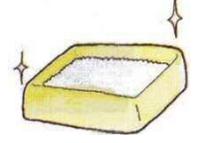
清潔で健康な猫



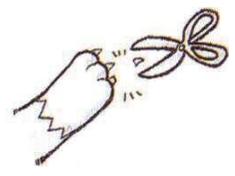
清潔な環境



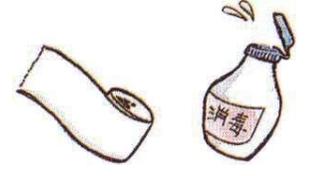
常に清潔な猫トイレ



丸く切った爪



傷口はすかさず消毒



猫まかせ派

- ・ドライフードなら腐る心配なし
- ・簡単で知識がなくてもよい
- ・肥満になることも



定時・定量派

- ・飼主が適量を決める
- ・朝、晩2回決まった時間に
- ・健康管理をしやすい

↑
最近の猫は、食べる量をコントロールする能力が落ちているとも言われています。こちらのほうが良いでしょう。

こんなメニューには要注意

<p>生の豚肉 (寄生虫などの感染が心配)</p>	<p>タマネギ・ネギ・ニンニク (中毒をおこす場合もある)</p>	<p>大ぶりの魚や鶏の骨 (胃や腸を傷つける)</p>
<p>人用に味付けされたもの (塩分の取りすぎや刺激物を与えることになる)</p>	<p>牛乳 (下痢することがある)</p>	<p>タコ・イカ・貝・エビ・カニ (消化不良の原因になる)</p>

4 運動と休養

室内飼育の場合には、運動不足にならないように、棚の上に登れるようにするなど、自由に上下運動できるように工夫をしてください。

首輪や爪がひっかかって思わぬケガをすることもあるので気をつけてください。また、飼主と一緒に遊ぶ時間をつくることも大切です。おもちゃなどを使って、楽しみながら運動量を増やしていけるよう工夫しましょう。また、多頭飼育では猫同士で適度に遊ぶので、運動量が増えます

屋外で自由にさせておくと、ふん尿で周囲に迷惑をかけるので十分な配慮が必要です。

5 しつけ

周囲に迷惑をかけないため、飼育場所や飼主のライフスタイルにあわせて飼いやすくするためにしつけをしましょう。しつけのコツは、しかるのではなく好ましいことをしたらほめることです。あきらめないうで、根気よく教えます。

(1) しつけで大切なこと

・「しかる」よりも「ほめる」こと

もともと、猫は人に服従する動物ではないので、強くしかって無理にいうことを聞かせるのは困難です。行動を観察し、やっていけないことはさせない、やりそうになったら直ちにやめさせるということがしつけの原則です。

・あきらめないうで根気よく

(2) 爪とぎのしつけ

生後5～6週で爪とぎをするようになります。爪とぎは習性の一つなので、無理にやめさせるのは好ましくありません。爪とぎをさせる場所を決めてそこ以外ではしないようにしつけをしましょう。

爪とぎには意味がある ⇒ やめさせることはできません



爪とぎの意味

- 猫にとって爪は獲物を捕まえる武器なのでいつもとがっていないければ役に立たない
- においつけ
- ストレス解消
- 気持ちを落ち着かせる

角膜炎、結膜炎などの症状がみられます。カリシウイルス感染症では、口腔内に潰瘍や水泡ができるのが特徴です。重症になると死亡することもあります。

・猫白血病ウイルス感染症

血液や唾液、尿、猫同志のケンカやグルーミングなどで感染します。感染してもすぐには発症しません。発症すると元気・食欲がなくなり痩せ細り、発熱、貧血、下痢などの症状を示し、リンパ腫になる確率が高い病気です。

おもな予防薬等の種類	接種・服用の時期の目安
3種（4種）混合ワクチン ※ 動物病院により種類は異なる （猫汎白血球減少症、猫白血病ウイルス感染症には単体のワクチンもある） ※ 3種 猫ウイルス性鼻気管炎 猫カリシウイルス感染症 猫汎白血球減少症 ※ 4種 （3種に猫白血病ウイルスワクチンを加えたもの）	生後生後7～9週齢で第1回目接種 ↓ その後2～3週で2回目接種 ↓ 以後1年に1回接種 （使用する種類により実施回数、時期は多少異なります。獣医師の判断に従ってください。）

●ワクチンで予防できない感染症

・猫伝染性腹膜炎

感染した猫の鼻水や便、尿などから感染します。

・猫免疫不全ウイルス感染症

感染した猫の血液や唾液から、猫同志のケンカやグルーミングから感染します。

(3) 人と動物の共通感染症

動物から人へ、人から動物に感染する病気を人と動物の共通感染症といい、200種以上あるといわれています。猫と共に暮らすためには、猫からうつる病気について正しい知識を持つことが大切です。猫の健康管理をしっかり行うとともに、日常の注意でほとんどは防ぐことができます。

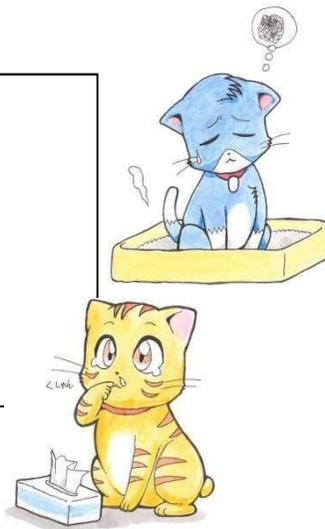
7 病気

(1) 健康管理

猫は体の不調を訴えることができないので、飼主が猫の異常をいち早く発見することが大切です。

こんな症状のときは早めに動物病院へ

- ・ セキ、クシャミ、鼻水、目ヤニが出る
- ・ 抱かれるのを嫌がる
- ・ 頻繁にトイレに行く
- ・ 体をしきりにかく、異常な脱毛、ふけが多い
- ・ 頭をさかんにふって耳をかく
- ・ 口が臭い、よだれが出る
- ・ 水をよく飲む
- ・ 便に異常がある（色・下痢・便秘・寄生虫）



(2) かかりやすい主な病気と予防

猫の生命にかかわる恐ろしいウイルス性の感染症がいくつかあります。ワクチンで予防できる感染症はワクチンを接種してください。ワクチンで予防できない感染症もあるので、感染症の予防には、室内で飼育して他の猫と接触させない方がよいでしょう。

また、猫には腎臓・膀胱・尿道などの泌尿器系の病気が比較的多く発生します。

●ワクチンで予防できるウイルス感染症

- ・ 猫汎白血球減少症（猫伝染性腸炎）

猫のパルボウイルスの感染でおこります。食欲・元気消失、発熱、嘔吐、下痢などの症状を示す死亡率の高い病気です。パルボウイルスは、生命力と感染力が強いため人の衣服や靴について侵入し感染することがあります。

- ・ 猫上部気道感染症

ヘルペスウイルス（猫ウイルス性鼻気管炎）、カリシウイルス（猫カリシウイルス感染症）の感染でおこります。クシャミ、鼻水、軽度な発熱、

爪とぎのさせ方

①



他のところで爪とぎを始めたなら、すぐにしかって爪とぎ器まで連れていく。

②



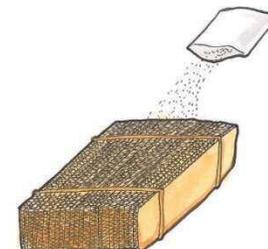
前足を持って爪とぎ器の表面を、引っかくように前後に動かす。

③



うまく爪をといたら、体をなでてほめてあげる。

④



早く覚えさせるには、マタタビの粉をふると効果的。

(3) テーブルや食卓へ登らせないしつけ



あがろうとしたら「ダメ！」
といて、テーブルにかけた
前足を軽くたたく

何回か繰り返すうちに、
「これはいけないことな
んだ」と納得する

ためらうようにな
ったら、ほめてあげる

(4) トイレのしつけ

猫は、排せつ場所を決めて排せつし、尿やふんを埋め隠す習性があります。子猫のときから猫用トイレを用意しておけば、多くの猫が特に教えなくてもトイレで排せつします。猫のトイレは、いつも清潔にしておかないと他の場所で排せつしてしまうことがあるので注意が必要です。

猫のふん尿はたいへん臭いので、自宅のトイレで排せつさせるしつけをし、自由に屋外で排せつさせないように配慮してください。

①



床においをかいだり、前足で掘る動作をする。(トイレの合図)

②



トイレの合図を感じたら、抱いて連れていく。

③



市販の砂を使うと便利。場所をあちこち変えないこと。

④



トイレの最中は静かに。びっくりするとやめてしまう。

⑤



上手にできたらごほうびをやったり、なでてやったりして猫をいい気分にしてやる。

6 手入れ

(1) 被毛の手入れ

クシやブラシで定期的に手入れをして抜け毛をとってあげてください。猫は、自分で毛づくろいしますが、毛づくろいでなめた毛が口から体の中に入り、胃の中で固まり毛玉となって吐き出すことがあります。飲み込んだ毛が原因で、胃腸障害や消化不良を起こすこともあります。

(2) 爪切り

爪が伸びすぎると、カーテンなどに引っかかったり、自分の足の裏に刺さったり、爪をはがしてケガの原因になることがあります。定期的に爪を切ってあげましょう。

(3) 耳の手入れ

耳の中のチェックがときどき必要です。健康な猫の耳垢は、少量でほとんど臭いしません。臭いがきつかったり、耳垢が異常に多い場合は獣医師に相談が必要です。

(4) 歯の手入れ

猫用の歯ブラシやガーゼをまいた指で歯と歯茎をこすってあげてください。奥歯の外側が歯石がつきやすいので注意が必要です。歯石を放置すると、歯肉炎や歯槽膿漏に進行し、口臭の原因になります。

(5) 猫のノミ

室内飼育の猫では、冬でも猫にノミが寄生することがあります。ノミはアレルギー性の皮膚炎の原因になるだけではなく、猫の腸管内寄生虫の瓜実条虫を媒介したり、人も刺されて発疹ができることがあります。数が増えないうちに対策を立てるようにしましょう。ノミの殺虫・駆除剤は、猫の体に薬液をスプレーするタイプ、薬液を滴下するタイプ、薬成分を閉じ込めた首輪タイプなどがあります。また、内服薬や注射液などでノミの幼虫の成長を阻害して繁殖を防ぐ薬剤もあります。獣医師に相談したりして適切に処理してください。また、ノミや卵が猫から落ちてカーペットや部屋のすみのほこりの中にいることから、こまめに掃除機をかけることが必要です。